

あきる野市特別支援教育推進計画

第三次計画

－すべての子どもたちを大切にする特別支援教育の推進－



令和3年3月

あきる野市教育委員会

はじめに

国は、平成26年1月に国際連合の「障害者の権利に関する条約」に批准し、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を図ってきました。具体的には、この条約の「第二十四条 教育」において、障がい者を包容する教育制度等を確保することが示され、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。」と記載されています。また、学校等の学びの場において、障害の有無に関わらず可能な限り一緒に学ぶことができるよう配慮することが求められています。

東京都教育委員会においては、平成29年2月、共生社会の実現に向けた特別支援教育を推進するため、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画を策定しました。この計画では、「共生社会の実現に向け、障がいのある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念として、今後10年間の長期的な視点で特別支援教育に関する様々な施策を実施し、特別支援教育の更なる充実を図ろうとしています。

あきる野市においては、「すべての子どもたちを大切にする特別支援教育の推進」という基本理念の下、平成27年3月に「あきる野市特別支援教育推進計画」を策定しました。全ての学校において、障害の有無に関わらず、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、必要な指導及び支援を充実させてきました。

今後、学校教育にとどまらず、障がいのある人もない人も互いに尊重し合いながら暮らしていける共生社会を実現するためには、これまで以上に障がい者の自立と社会参加を促進する必要があります。

このため、これまでの推進計画の成果に立脚した上で、障がい者やあきる野市をめぐる状況変化に適切に対応し、特別支援教育の更なる充実を図るという観点に立って、このたび、「あきる野市特別支援教育推進計画（第三次計画）」を策定しました。

本計画は、「すべての子どもたちを大切にする特別支援教育の推進」を基本理念に掲げ、特別支援教育に関する様々な施策を実施し、特別支援教育の更なる充実を図ろうとするものです。

あきる野市教育委員会は、本計画を着実に推進し、全ての子どもたちに適切な教育的支援を行い、障がいのある幼児・児童・生徒の自立と社会参加の実現を目指してまいります。

今後とも、保護者の方々をはじめ、教育関係者、市民の皆様の一層の御理解、御支援をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和3年3月

あきる野市教育委員会

目 次

はじめに

第1章	計画の策定に当たって	
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	計画の構成	2
第2章	あきる野市特別支援教育推進計画の基本的な考え方	
1	基本理念	3
2	特別支援教育における五つの視点	3
第3章	あきる野市における特別支援教育の現状	
1	乳幼児期	
(1)	乳幼児健康診査の状況	4
(2)	子育てに関する総合相談や子育て講座の実施状況	4
(3)	特別な支援が必要な園児の状況	4
(4)	療育支援の状況	5
(5)	巡回相談の実施	5
(6)	就学支援シートの作成	5
2	小・中学校期	
(1)	特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級の設置状況	5
(2)	全ての市内公立小・中学校への特別支援教室の設置	7
(3)	特別な支援が必要な児童・生徒への切れ目のない支援	7
(4)	学校生活支援シート、個別指導計画の作成	7
(5)	進学支援シートの作成	8
(6)	副籍事業の実施	8
(7)	交流及び共同学習の実施	8
(8)	教員補助員、特別支援学級介助員の配置	8
(9)	校内委員会の全校設置及び計画的な実施	9
(10)	スクールカウンセラーの活用	9
(11)	特別支援教育コーディネーターの育成	9
(12)	特別支援学級、特別支援教室・通級指導学級の主任連絡会の実施	9
(13)	巡回相談の実施	10
(14)	適応指導教室（せせらぎ教室）における不登校児童・生徒への支援	10
(15)	教育相談所における児童・生徒及び保護者に対する教育相談の充実	10
(16)	学童クラブにおける児童への対応	11
(17)	放課後子ども教室事業の実施	11
(18)	放課後等デイサービスの活用	11
3	あきる野市における特別支援教育推進体制	
(1)	特別支援教育推進計画の実施状況報告	12
(2)	あきる野市特別支援教育検討委員会	12
(3)	特別支援教育推進連絡会	12
(4)	就学相談委員会	12

(5) 入室判定委員会	13
(6) 相談支援ファイル（ステップ）の作成・活用	13
(7) 教員等研修会の実施	14
(8) 保護者・市民への啓発活動	15
(9) 関係機関との連携	15
(10) スクールソーシャルワーカーの配置	15
(11) 学習支援事業	15
(12) 就労期の支援	16

第4章 あきる野市における具体的な施策

1 推進方針	17
2 推進体制	17
3 乳幼児期の推進計画	
(1) 配慮を要する乳幼児の早期発見	17
(2) 配慮を要する幼児の就学支援の充実	18
(3) 乳幼児の保護者への支援	18
(4) 乳幼児期に配慮を要する児童への支援	18
(5) 巡回指導等による幼稚園・保育所の支援の充実	18
(6) 私立幼稚園への支援	19
(7) 幼稚園・保育所等の指導員の指導力向上	19
(8) 「あきる野子育てステーションこころの」における支援の充実	19
(9) 医療的ケアを必要とする未就学児への支援の充実	19
4 小・中学校期の推進計画	
(1) 小・中学校における特別支援教育推進体制の充実	20
(2) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の実施	20
(3) 個に応じた指導及び支援の実施	21
(4) 巡回相談等による学校の支援の充実	21
(5) 教員補助員、特別支援学級介助員の配置	21
(6) 教員等研修の充実	22
(7) 就学・転学相談及び入室・入級相談の実施	22
(8) 相談支援ファイル（ステップ）の作成及び情報の共有化	22
(9) 特別支援学校との副籍交流、特別支援学級との交流及び共同学習、 学校間交流の実施	22
(10) 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設	23
(11) 医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援の充実	23
(12) 不登校状況にある児童・生徒への支援	23
(13) 関係諸機関との連携の充実	24
(14) 学習支援事業の充実	24
(15) 保護者・市民への啓発活動	24
(16) 学童クラブにおける育成の充実	24
(17) 放課後子ども教室事業の実施	25
(18) 小・中学校期の配慮を要する児童・生徒への放課後等の支援	25
5 小・中学校期終了後の推進計画	
(1) 配慮を要する児童・生徒の卒業後の支援	25
(2) 小・中学校期終了後の配慮を要する生徒等への放課後等の支援	26

〈資料〉 用語の説明	27
------------	----

第1章 計画の策定に当たって

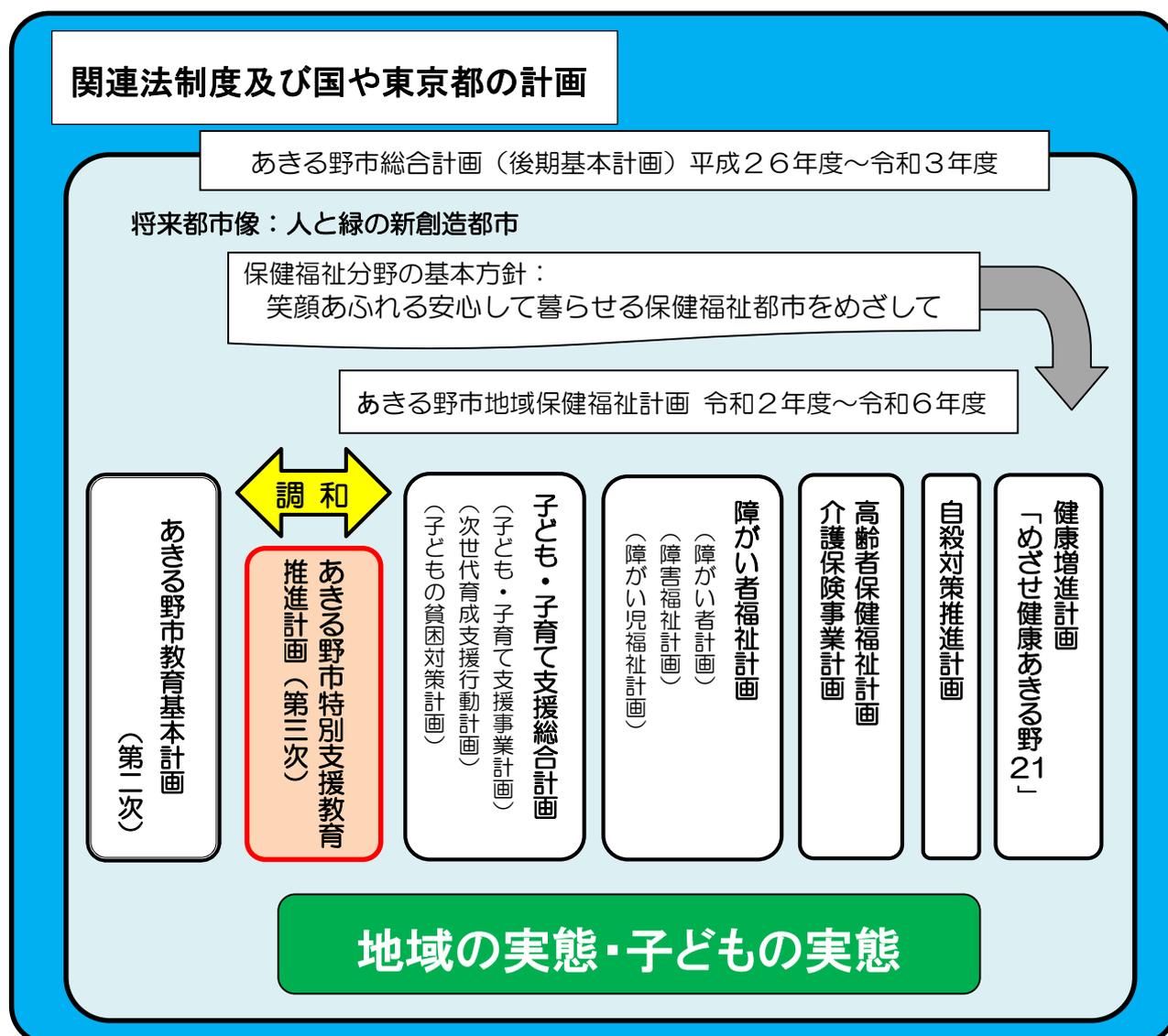
1 計画策定の背景

平成19年4月、学校教育法の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）により、従来の特殊教育から特別支援教育へ転換が図られました。このことにより、知的な遅れのない発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等）に関しても適切な支援が求められ、特別支援教育は、全ての学校において実施されることとなりました。さらに、平成19年4月1日付け19文科初等第125号「特別支援教育の推進について（通知）」において、特別支援教育は、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立つて行うことや、各校において、特別支援教育のための体制の整備と必要な取組を講じることが明確に示されました。

東京都教育委員会は、平成22年11月に、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画を策定し、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障がいのある児童・生徒への支援を充実させるための具体的な内容を示しました。また、平成29年2月に共生社会の実現に向けて特別支援教育を推進するため、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画を策定しました。この計画では、「共生社会の実現に向け、障がいのある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念として、今後10年間の長期的な視点に立った、特別支援教育に関する様々な施策を実施し、特別支援教育の更なる充実を図ろうとしています。

あきる野市教育委員会では、平成16年度から他区市に先駆けて、国や東京都と連携を図りながら、特別支援教育の体制整備を進めるとともに、平成26年3月に策定した「あきる野市教育基本計画（第二次計画）」を踏まえて、平成27年3月に「あきる野市特別支援教育推進計画」を策定しました。平成30年3月からは、「あきる野市特別支援教育推進計画（第二次計画）」として、計画に沿って特別支援教育を推進してまいりました。東京都と連携を図るとともに、あきる野市における独自の考えである「すべての子どもたちを大切にする特別支援教育の推進」という基本理念を基に、特別支援教育を一層推進していくため、「あきる野市特別支援教育推進計画（第三次計画）」を策定しました。

2 計画の位置付け



3 計画の期間

あきる野市特別支援教育推進計画（第三次計画）の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

4 計画の構成

本計画は、「すべての子どもたちを大切に作る特別支援教育の推進」を基本理念に掲げ、これまでの特別支援教育に関わる施策を検証し、実施を目指す施策を掲げた上で、発達段階ごとに各担当課で策定した推進計画の実施に向けた道標になるよう、横断的な構成となっています。そのため、担当する課が把握できるように、「第3章 あきる野市における特別支援教育の現状」及び「第4章 あきる野市における具体的な施策」において、担当課の表記をしています。

また、巻末の資料において、用語の説明を記しています。

第2章 あきる野市特別支援教育推進計画の基本的な考え方

1 基本理念

平成19年4月1日付け19文科初等第125号「特別支援教育の推進について（通知）」には、特別支援教育の理念として、特別支援教育は「障がいのある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となる」と示されています。

この考えを受け、あきる野市教育委員会では、平成22年4月から以下の基本理念を掲げて、特別支援教育を推進しています。

すべての子どもたちを大切にする特別支援教育の推進

2 特別支援教育における五つの視点

【視点1】

子どもや保護者が必要とする教育的ニーズを的確に捉え、そのニーズに沿った支援を行います。

【視点2】

幼稚園、保育所、小学校及び中学校において、障がいのある方との体験的な交流等を通して、子どもたちが発達段階に応じて障害について学ぶ環境を整えていきます。

【視点3】

特別支援教育コーディネーターを要とした校内委員会を中心として、保護者と連携を密にして作成した個別指導計画等に基づき、意図的・計画的・組織的な支援の充実を図ります。

【視点4】

幼稚園、保育所、小・中学校及び関係機関と子ども一人一人の情報を共有するなど連携をより一層強化し、各園や学校の状況に即した特別支援体制を構築します。

【視点5】

障がいのある方の自立支援に向けて、保護者、地域及び市民に対して特別支援教育に関する理解啓発を進めていきます。

第3章 あきる野市における特別支援教育の現状

1 乳幼児期

(1) 乳幼児健康診査の状況 健康課

就学前の乳幼児を対象に健康診査（1歳6か月児、3歳児、乳幼児発達健康診査）を実施しています。必要に応じて専門機関等への紹介を行っています。

① 1歳6か月児健康診査

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受診率(%)	98.8	96.7	98.7	99.0	101.4
受診者数(人)	588	602	516	598	491
経過観察健康診査(件)	22	16	15	20	16

② 3歳児健康診査

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受診率(%)	97.6	97.8	99.7	99.1	95.7
受診者数(人)	619	642	636	566	515
経過観察健康診査(件)	9	6	14	15	13

③ 乳幼児発達健康診査

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
乳幼児発達健康診査(件)	28	27	34	18	27

(2) 子育てに関する総合相談や子育て講座の実施状況 子ども家庭支援センター

より良い親子の関係づくりのサポートや産後のストレス、育児などの悩みを抱えた母親同士が集える場づくり等に取り組んでいます。育児の不安を解消するための相談活動もっており、必要に応じて専門機関等への紹介を行っています。

(3) 特別な支援が必要な園児の状況 保育課

幼稚園や保育所で、特別な支援が必要な園児（障がい児認定）に対して必要な支援を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼稚園における対象児(人)	19	31	26	26	33
保育所における対象児(人)	38	40	34	42	30

(4) 療育支援の状況 障がい者支援課

児童発達支援は、在宅の障がい児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	延べ人数	延べ日数	延べ人数	延べ日数	延べ人数	延べ日数	延べ人数	延べ日数
児童発達支援事業の状況	330	2,035	265	1,597	309	2,144	334	1,722

(5) 巡回相談の実施 保育課 指導室

幼稚園、保育所などの要請に基づいて臨床心理士を派遣し、次年度就学予定の園児を中心とした行動観察や園内ミーティング等での指導・助言等を行っています。また、園職員の相談にも対応しています。

相談の時期は、各園の希望を基に、年に2～3回、全ての園を対象に実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
巡回数(回)	105	93	88	93	85
述べ対象者(人)	446	404	360	345	328

〈市内の園の数〉30園（巡回の対象となるもの）平成31年4月1日時点

幼稚園（認定こども園を含む）：6園 保育所（1か所の分園を含む）：16園

小規模：5園

※少人数（定員6人～19人）を対象に家庭的保育に近い雰囲気の中で、生後57日から2歳児クラスまでの児童をお預かりする施設

認証保育所：2園 幼稚園類似施設：1園

(6) 就学支援シートの作成 指導室

小学校への就学に伴い、全ての子どもが楽しい学校生活を過ごせるように、園児の様子や園で配慮してきたこと、保護者の思いなどを小学校に引き継ぐために就学支援シートを作成・活用しています。保護者と園が相談しながら作成します。引き継いだ学校では、シートに記載された内容を基に、保護者面談の実施や校内支援体制の整備を行い、対象の就学児が円滑に学校生活を送れるように活用しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
就学支援シート 作成件数(件)	91	93	96	134	123

2 小・中学校期

(1) 特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級の設置状況 指導室

あきる野市立学校の設置数は、小学校10校と中学校6校の合計16校です。

特別支援学級（知的障害）は、知的障がいのある児童・生徒のための教科の内容を中心とした教育課程を編成し、一人一人の言語面、運動面、知識面などの発達の状態や社会性などを十分

に把握した上で、生活に役立つ内容を実際の体験を重視しながら、個に応じた指導や少人数の集団で指導を進めている学級です。小学校4校、中学校2校に設置されています。

特別支援学級（自閉症・情緒障害）は、自閉症等の発達障害、心因性の選択性緘黙のある児童・生徒を対象としている学級です。令和3年3月現在、中学校1校に設置されています。

特別支援教室は、通常の学級に在籍しており、教育活動の一部において特別な指導を必要とする児童・生徒が対象です。全ての小・中学校に特別支援教室が設置されており、専門の教員が学校を巡回して指導を行います。

通級指導学級（言語障害）は、言語の通級による指導で、通常の学級に在籍している児童が個々の実態や状況に応じた特別な指導を特別な場で行う教育形態です。小学校1校に設置されています。

【特別支援学級（固定学級）】

学校名	種別	在籍児童・生徒数（人）				学級数（学級）			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
東秋留小学校	知的障害	12	17	23	23	2	3	3	3
草花小学校	知的障害	12	17	28	25	2	3	3	4
一の谷小学校	知的障害	15	19	19	21	2	3	3	3
五日市小学校	知的障害	24	27	29	32	3	4	4	4
東中学校	知的障害	31	24	20	25	4	3	3	4
五日市中学校	知的障害	17	8	12	16	3	1	2	2
西中学校	自閉症・情緒障害	13	8	7	13	2	1	2	2
あきる野市全体		124	120	138	155	18	18	20	22

【特別支援教室】

学校名	種別	在籍児童・生徒数（人）			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
東秋留小学校	情緒障害等	0	9	17	21
多西小学校	情緒障害等	6	25	29	25
西秋留小学校	情緒障害等	7	13	12	10
屋城小学校	情緒障害等	20	12	18	10
南秋留小学校	情緒障害等	5	10	14	15
草花小学校	情緒障害等	7	13	22	25
一の谷小学校	情緒障害等	2	3	3	3
前田小学校	情緒障害等	0	8	16	19
増戸小学校	情緒障害等	39	36	41	39
五日市小学校	情緒障害等	0	13	9	13
秋多中学校	情緒障害等	12	14	30	28
東中学校	情緒障害等	0	0	0	3
西中学校	情緒障害等	0	0	0	1
御堂中学校	情緒障害等	0	0	0	3
増戸中学校	情緒障害等	11	15	21	17
五日市中学校	情緒障害等	0	0	0	5
あきる野市全体		109	171	232	237

【通級指導学級（言語障害）】

学校名	種別	在籍児童数（人）				学級数（学級）			
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
前田小学校	言語障害	26	21	22	21	2	2	2	2

（2）全ての市内公立小・中学校への特別支援教室の設置 指導室

あきる野市教育委員会は、令和元年度より全ての公立小・中学校に特別支援教室を設置し、発達障害教育を担当する教員が各校の特別支援教室を巡回して指導することにより、通級指導学級で行ってきた特別な指導（自立活動等）を、児童・生徒が在籍校で受けられるようにしました。特別支援教室の対象となる児童・生徒は、情緒障害等通級指導学級と同様であり、その障害種は、自閉症者、情緒障害者、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者です。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校 特別支援教室（人）	86	144	182	180
中学校 特別支援教室（人）				57

※ 特別支援教室の開設年度 小学校：平成28年度、中学校：令和元年度

（3）特別な支援が必要な児童・生徒への切れ目のない支援 指導室

各校が校内委員会、巡回相談等を通して、通常の学級に在籍している特別な支援が必要な児童・生徒を早期発見し、切れ目のない支援の充実を図っています。切れ目のない支援のために、関係機関と連携しながら、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）、個別指導計画を作成し活用しています。

（4）学校生活支援シート、個別指導計画の作成 指導室

特別支援学級や特別支援教室、通級指導学級（言語）に在籍している児童・生徒には、学校生活支援シートと個別指導計画を作成しています。

学校生活支援シートは、保護者と学校で児童・生徒の状況を把握し、長期的な視点で一貫した指導及び支援が図られるために作成されています。教育のみならず、医療や福祉等の関係機関との密接な連携を図るためにも使われています。

個別指導計画は、学校の教育課程及び指導計画に基づき、対象の児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法などをまとめた計画です。主に学校で作成し、保護者にも内容の確認を行っています。

(5) 進学支援シートの作成 指導室

児童の中学校進学に伴い、児童の様子や小学校で配慮してきたことなどを中学校に引き継ぐために、進学支援シートの作成・活用を行っています。

これらのシートは、保護者と学校が相談しながら作成します。引き継いだ学校では、シートに記載された内容を基に、保護者面談の実施や校内支援体制の整備を行い、対象の児童が円滑に学校生活を送れるように活用しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
進学支援シート 作成件数(件)	19	21	33	17	26

(6) 副籍事業の実施 指導室

副籍制度は、「都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりを維持・継続を図る制度」です。都立あきる野学園と連携を図り、直接的な交流及び間接的な交流の充実を図っています。例として、特別支援学校小学部の1年生と地域の公立小学校の1年生と一緒に、遊びや手紙交換などを通して交流を図る活動などが挙げられます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	対象者(人)	49	51	48	44	43
	実施者(人)	29	25	21	19	25
	実施率(%)	59.2	49.0	43.7	43.1	58.1
中学校	対象者(人)	33	22	29	31	37
	実施者(人)	8	7	3	5	5
	実施率(%)	24.2	31.8	10.3	16.1	13.5
計	実施者(人)	37	32	24	24	30
	実施率(%)	45.1	43.8	31.2	32.0	37.5

(7) 交流及び共同学習の実施 指導室

特別支援学級設置校を中心に、特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を通して、全ての児童・生徒が関わり合う学習を実施しています。

(8) 教員補助員、特別支援学級介助員の配置 指導室

学校からの要望と巡回相談等を踏まえ、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒に対して、個に応じた指導の充実を図るため、教員補助員を配置しています。また、特別支援学級には、学級数に応じて特別支援学級介助員を配置しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
教員補助員数(人)	58	52	66	72	69
特別支援学級介助員数(人)	37	35	40	41	44

(9) 校内委員会の全校設置及び計画的な実施 指導室

市内全16校に校内委員会を設置し、支援が必要な子どもの実態把握や支援方法等について検討を行っています。校内委員会では、月に1回以上の頻度で開催し、児童・生徒の学習面や生活面での成果や課題について検討を行い、校内委員会対応記録を作成し、組織的かつ継続的に支援しています。校内委員会の参加者は各校によって若干異なりますが、管理職や主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、臨床心理士等となっています。

(10) スクールカウンセラーの活用 指導室

東京都は、いじめ・不登校等の未然防止と改善及び解決、学校内の教育相談体制の充実を図るため、週に1回程度、スクールカウンセラーを各校に配置しています。スクールカウンセラーは、児童・生徒へのカウンセリング等の記録を基に、教職員、保護者に対する助言や援助などを行います。また、小学校5年生と中学校1年生に対して、全員面接を行っています。

(11) 特別支援教育コーディネーターの育成 指導室

特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育研修会に参加している教員であることが必要条件となります。各校は、特別支援教育コーディネーターを複数指名できるよう教員にこの研修会へ計画的に参加させ、特別支援教育コーディネーターの育成及び資質・能力の向上を図っています。特別支援教育コーディネーターの育成と外部機関との連携を図るために、特別支援教育コーディネーター連絡会を開催しています。小・中学校だけでなく、幼稚園・保育所からも1人参加し、就学前段階からの引継ぎや指導及び支援についての協議・情報交換を行っています。また、都立あきる野学園の特別支援教育コーディネーターや教育相談所の臨床心理士による助言や研修も行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特別支援教育コーディネーター連絡会(回)	4	4	4	4	3

(12) 特別支援学級、特別支援教室・通級指導学級の主任連絡会の実施 指導室

特別な支援が必要な児童・生徒への教育の充実を図るために、特別支援教育担当者連絡会を実施しています。連絡会では、特別支援学級主任及び特別支援教室主任による情報交換及び研修を通して、特別支援教育における見識を深めるとともに、各学校の教職員へ還元し特別支援教育の更なる充実を図っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特別支援学級主任連絡会(回)	8	8	8	4	3
特別支援教室主任連絡会(回)		3	3	4	3

(13) 巡回相談の実施 指導室

学校の要請に基づいて、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒の行動観察を実施します。校内委員会で教員への指導・助言等も行っています。また、教員の相談にも対応しています。平成29年度からは教育相談所の巡回相談員だけでなく、教育相談員も巡回相談を行っています。各校の希望を基に、年に2～3回、全ての学校を対象に実施しています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	巡回数(回)	84	74	60	27	29
	述べ対象者(人)	412	492	372	202	208
中学校	巡回数(回)	19	19	23	20	18
	述べ対象者(人)	62	67	64	40	37
計	巡回数(回)	103	93	83	47	47
	述べ対象者(人)	474	559	436	242	245

(14) 適応指導教室（せせらぎ教室）における不登校児童・生徒への支援 指導室

心理的要因等により、通常の学校生活に不適應感を抱いている児童・生徒や不登校の児童・生徒に対して、適切な指導・助言を行い、不適應の解消を図り、在籍校への復帰支援及び社会的自立に向けた支援を行っています。指導・助言の内容は、対人関係や集団生活への不適應感の克服の方法や学習への適應、自立心の育成等を行っています。

通室児童・生徒数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校(人)	1	2	5	7	5
中学校(人)	23	25	36	44	32
合計(人)	24	27	41	51	37
在籍校復帰数(人)	9	4	2	11	19
中学校進学者数(人)	1	1	15	3	2
高等学校進学者数(人)	8	13	1	13	9

(15) 教育相談所における児童・生徒及び保護者に対する教育相談の充実 指導室

教育相談所を秋川地区（市役所別館）と五日市地区（五日市出張所）の2か所に設置しています。教育相談所では、市内在住の高校生以下の子どもとその保護者を対象に、心や体の成長・発達に関わること、学習や進路に関わること、基本的な生活習慣に関わること、集団への不適應に関わること等について相談業務を行っています。また、希望に応じて、保育所や幼稚園、学校での子どもの行動観察、担任の教員との情報交換、発達検査等も行っています。さらに、必要に応じて他の機関への紹介も行っています。

相談件数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
来所(延べ件数)	1,394	1,539	1,528	1,606	1,894
電話(延べ件数)	202	152	151	58	104
合計(延べ件数)	1,596	1,691	1,679	1,664	1,998

(16) 学童クラブにおける児童への対応 子ども政策課

保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に対して、放課後等に児童館等を利用した適切な遊び場と生活の場を提供し、その健全育成を図っています。

入会時には、保護者と面談を行うとともに、関係機関等と連携を図り、児童の適切な育成に努めています。

学童クラブ名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
若竹学童クラブ	65	65	65	66	65
若葉学童クラブ	77	70	75	74	74
南秋留第1・第2学童クラブ	90	80	84	75	84
一の谷学童クラブ	34	46	53	56	55
前田学童クラブ	71	70	65	75	80
多西第1・第2学童クラブ	108	108	116	127	147
屋城学童クラブ	58	62	69	74	66
草花第1・第2学童クラブ	163	176	186	189	188
五日市第1学童クラブ	73	76	67	82	91
五日市第2学童クラブ	42	52	37	50	47
増戸第1学童クラブ	42	42	45	45	45
増戸第2学童クラブ	60	60	60	60	60
秋留台学童クラブ	26	18	20	18	13
合 計	909	925	942	991	1,015

(17) 放課後子ども教室事業の実施 生涯学習推進課

放課後に児童が安心して遊べる場所を提供するため、学校の施設等を利用して放課後子ども教室事業を地域の方などの協力をいただきながら実施しています。

学校名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
東秋留小学校	79	79	96	92	96
多西小学校	197	208	175	198	187
草花小学校	234	214	219	205	218
五日市小学校	115	93	114	97	123
西秋留小学校			108	134	134
南秋留小学校					45
合 計	625	594	712	726	803

(18) 放課後等デイサービスの活用 障がい者支援課

放課後等デイサービスでは、障がい児（18歳未満）が放課後や夏季休業等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練などを行っています。学校教育と相まって障がい児の自立促進を図ります。

活用状況	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	延べ人数	延べ日数	延べ人数	延べ日数	延べ人数	延べ日数	延べ人数	延べ日数
放課後等 デイサービス	2,055	15,195	2,439	18,877	2,699	20,719	2,848	22,278

3 あきる野市における特別支援教育推進体制

(1) 特別支援教育推進計画の実施状況報告 指導室

あきる野市特別支援教育推進計画（第三次計画）に基づき、あきる野市特別支援教育検討委員会にて、「特別支援教育推進計画実施状況報告書」を作成しています。

(2) あきる野市特別支援教育検討委員会 指導室

特別支援教育を推進する基本的な考え方や推進体制の検討、推進上の課題等について検討するとともに、各事業の成果と課題を分析し、評価するために設置しており、本市の特別支援教育推進の要となっています。検討委員会の組織は、学識経験者、医師、保護者代表、私立幼稚園長代表、私立保育所園長代表、都立特別支援学校長代表、市立小学校長代表、同中学校長代表、市職員等の22人以内の委員で構成されています。

(3) 特別支援教育推進連絡会 指導室

小・中学校期だけでなく、乳幼児期から成人期までを見据えて特別支援教育に取り組むため、関係する部局の市職員で連絡会を開催し、連携を進めています。

参加者は、健康福祉部（障がい者支援課、健康課）2人、子ども家庭部（子ども政策課、保育課、子ども家庭支援センター）3人、教育部（教育総務課、指導室、指導主事）3人となっています。あきる野市特別支援教育検討委員会の検討内容に応じて、連絡会を開催しています。

(4) 就学相談委員会 指導室

障害によって学校生活に困難さが生じる可能性がある児童・生徒の就学・転学を適正に実施するため、必要な事項について調査・審議し、教育委員会に答申する役割を担っています。

就学相談委員会は、学識経験者や医師、特別支援学級設置校の校長、特別支援学級及び特別支援教室の担任代表、あきる野学園の特別支援教育コーディネーター、私立幼稚園長代表、私立保育所園長代表、市健康課職員、教育相談所長及び相談員などで組織しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
委員会開催数（回）	8	8	9	9	9	
就学相談 件数（件）	53	63	53	80	89	
転学相談 件数（件）	24	23	27	21	34	
就学・ 転学 先	通常の学級	16	15	11	23	21
	特別支援学級	38	45	50	55	77
	特別支援学校	12	9	11	13	9
就学相談・転学相談 の合計件数（件）	77	86	80	101	123	
保護者による取り下 げ等（件）	11	17	8	10	16	

(5) 入室判定委員会 指導室

在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送れるようになることを目的として、障害の状況に応じた特別な指導を特別な場で行えるよう、入室判定委員会で検討・判定を行っています。入室判定委員会は、学識経験者や医師、特別支援教室及び通級指導学級設置校の校長及び担任代表、特別支援教室、通級指導学級の担任代表、教育相談所相談員、教育委員会事務局などで組織しています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開催数（回）		9	10	10	9	10
入室・入級先	小学校 特別支援教室	35	79	82	52	86
	小学校 通級指導学級	7	12	22	11	18
	中学校 特別支援教室	16	27	55	25	26
判定件数（件）		59	124	163	89	134
入室・入級不適（件）		1	6	4	1	4

(6) 相談支援ファイル（ステップ）の作成・活用

指導室障がい者支援課健康課保育課

平成24年度から、発達障害を含む障がいのある方の乳幼児期から成人期までの一貫した支援に役立てるため、本人の教育、医療、保健、福祉、労働等に関する情報を集約する「相談支援ファイル（ステップ）」を作成し、希望する保護者に配布しています。

(7) 教員等研修会の実施 指導室

特別な支援が必要な子どもやその保護者のニーズに対応するために、専門性を高める研修として、夏季休業中に都立あきる野学園と共催で特別支援教育研修会を実施しています。参加者は、学校の教職員、幼稚園教諭、保育所の保育士、児童館の関係職員等多岐にわたります。

インクルーシブ教育への理解を図るとともに、特別支援教室の設置に伴う経験年数の少ない巡回指導教員の増加を踏まえ、通常の学級の教員や若手教員等を受講対象として講座を開設します。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
研修内容	発達障害の理解と対応 学校における合理的配慮について	障害者差別解消法の概略と施行後の変化	障がいのある子どもの知的関わり方 ～子どもが伸びる関わりことば～	授業のユニバーサルデザイン化
参加者(人)	24	23	29	49
研修内容	通常学級のユニバーサルデザインと合理的配慮	支援の必要な子どもへの幼少期・学童期の関わり方	支援の必要な子どもの行動特性への対応	学齢期における発達障害児・者への支援 ～具体的な事例を含めて～
参加者(人)	38	19	54	58
研修内容	発達障害の医学的理解 ～医療ができること、学校ができること～	通常の学級におけるユニバーサルデザインの授業の実践	発達障害のある子どもたちに対する『育て方支援』	子どもの心理と環境 ～子どもの心と家庭・学校・地域～
参加者(人)	27	49	33	82
研修内容	通常の学級におけるこれからの特別支援教育について	発達障害の医学的理解 ～自閉症スペクトラムの基本的理解と支援について～	クラスで気になる子のサポートファイル 通常の学級における支援が必要な児童・生徒への対応	通常の学級及び特別支援教室における指導の実際
参加者(人)	33	61	43	32
研修内容	不登校・ひきこもりのリスクと対応を考える	あきる野市における特別支援教育 ～児童・生徒及びその保護者への適切な相談・対応に向けて～	障がい児の発達と学校における指導 ～障がいのある子どもたちの支援を考える～	発達障がいのある児童・生徒への理解と学校における指導
参加者(人)	40	26	30	30
研修内容	コミュニケーションが苦手な子への支援 ～発達を踏まえて言語聴覚士の立場から～	特別な支援を要する児童・生徒への指導の工夫と特別支援学校就業技術科の指導	発達障害のある児童・生徒の理解と支援 特別支援教育コーディネーターの役割	発達障がいのある児童・生徒への指導の充実～発達検査の結果及び実技研修～
参加者(人)	40	33	36	57
研修内容	虐待を防ぐ関係づくりと虐待が疑われる場合の対応		関係諸機関との連携 行動観察の結果や発達検査に見られる特性と対応	特別な支援を要する児童・生徒の将来を見通した指導の充実
参加者(人)	36		41	52

(8) 保護者・市民への啓発活動 指導室

市内の保護者に対して、毎年5月に各校や都立あきる野学園の協力の下、就学相談説明会を実施しています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
就学相談説明会参加人数(人)	45	32	56	51

(9) 関係機関との連携 指導室 子ども家庭支援センター

特別な支援を要する児童・生徒に対して適切な支援を行うため、各ケースに関わる関係諸機関を集め、ケース会議を随時行っています。また、情報共有を行う中で、指導や支援の方針を決めています。

教員の指導力向上においては、東京都立学校のセンター的機能の活用や西多摩療育支援センターの医師による学校への指導訪問を実施しています。また、教育相談所や適応指導教室(せせらぎ教室)、子ども家庭支援センターとで児童・生徒に関する情報交換を行い、今後の対応を協議する場を設定しています。他に、幼稚園や保育所、小学校の管理職が集まり、「小・幼・保連絡協議会」を年1回開催して情報交換等を行っています。

(10) スクールソーシャルワーカーの配置 指導室

スクールソーシャルワーカーは、学校を含む関係諸機関とともに、子どもの最善の利益を考慮し、その教育が保障される環境を整える福祉専門職です。いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の生活指導上の課題や、発達障害等に起因する特別な支援を必要とする状況に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識及び技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークを活用し、問題を抱える児童・生徒に支援を行います。平成29年1月から設置し、現在は3名が市内全域で活動しています。

(11) 学習支援事業 子ども政策課

「授業が分からない」「家庭での勉強のやり方が分からない」など学習に不安のある、小学校5年生から中学校2年生までの児童・生徒に対し、毎週土曜日に秋川と五日市の2か所で学習支援事業を実施して、基礎学力の向上や家庭学習の習慣付けを図っています。

会場	対象学年	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
あきる野市役所 別館	小学校5年生(人)	20	27	23	16
	小学校6年生(人)	12	23	22	24
	中学校1年生(人)	21	30	33	25
	中学校2年生(人)		21	23	25
五日市地域交流 センター	小学校5年生(人)	9	11	5	6
	小学校6年生(人)	3	11	10	7
	中学校1年生(人)	10	10	21	8
	中学校2年生(人)		17	13	16
合計		75	150	150	127

(12) 就労期の支援 障がい者支援課

「あきる野市障がい者就労・生活支援センターあすく」では、ハローワーク等関係機関と連携し、求職活動の同行、職場見学や面接の同行、会社や家庭との連携、各種事務手続き等の支援を行っています。仕事に就いた後においても、就労者本人の支援を図るとともに、就職先の会社との意見交換等を行い、円滑な雇用関係が保たれるよう、就労の定着支援にも力を入れて取り組んでいます。

相談支援事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談	電話（件）	2,046	1,825	1,758	2,166	2,895
	来訪（件）	871	852	675	1,747	833
	訪問（件）	922	757	301	459	378
問合せ	電話（件）	201	276	/	/	/
	来訪（件）	497	362			
	訪問（件）	11	33			
合計		4,548	4,105	2,734	4,372	4,106

就労支援事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
就労移行者	正規雇用（人）	2	1	3	5	4
	その他の雇用（人）	24	26	30	35	23
合計		26	27	33	40	27

第4章 あきる野市における具体的な施策

1 推進方針

- 子どもたちが安心して充実した生活を送るために、障害の有無やその程度に関わらず、保護者、地域、学校及び行政関係諸機関が連携して、子ども一人一人の教育的ニーズに即した支援を行っていきます。
- 乳幼児期においては、障害の早期発見や早期に適切な療育に取り組めるように保護者や各園等を支援していきます。
- 小・中学校期においては、各校において特別支援教育の充実を図り、組織的に児童・生徒一人一人に応じた指導を充実していきます。
- 就労期においては、ハローワーク等関係機関と連携し、各種事務手続の支援や在宅障がい者に対しての可能な支援の情報を提供しています。

2 推進体制

- 年2回、あきる野市特別支援教育検討委員会において、本計画に基づいた実施状況の確認及び推進に向けての助言を行い、「あきる野市特別支援教育実施状況報告書」を作成していきます。
- あきる野市特別支援教育実施状況報告書は、毎年度、教育委員会の定例会議にて報告していきます。

3 乳幼児期の推進計画

(1) 配慮を要する乳幼児の早期発見 〈継続〉 健康課

就学前の乳幼児を対象に健康診査（1歳6か月児、3歳児、乳幼児発達健康診査）を実施し、子どもの生活上の困り感や発達の状況のアンバランスなどを早期に発見し、必要に応じて専門機関等への紹介を行っていきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児健康診査の実施	実施 		

(2) 配慮を要する幼児の就学支援の充実 〈継続〉 保育課

小学校入学時に、それぞれの幼児の情報を就学先に伝えることは、特別な支援が必要な児童にとっては有効な手立てとなります。今後も、就学支援シートの必要性を保護者に呼びかけ、作成や活用ができるように指導していきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就学支援シートを活用した就学時期の支援の充実	実施 		

(3) 乳幼児の保護者への支援 〈継続〉 子ども家庭支援センター 健康課

育児や発達に関する保護者の相談を受けるなど、子どもを育てる保護者に寄り添った丁寧な対応を行っていきます。また、より良い親子の関係づくりのサポートや、初めての育児等に関し悩みを抱えた母親同士が集える場づくり、育児の不安を解消することを目的として、保健師、図書館司書、管理栄養士等による子育て講座、子育てグループ交流会及び情報交換会を行っていきます。さらに、子どもの発達や関わりへの不安を持つ親子を対象に、子どもが個性に合った成長ができ、安心して子育てができるよう支援をするために、個別相談やグループ指導（3歳児：ぱんだ、1歳6か月：こあら）を行っていきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て講座	実施 		
子育てグループ交流会・情報交換会	実施 		
個別相談	実施 		
グループ指導	実施 		

(4) 乳幼児期に配慮を要する児童への支援 〈継続〉 障がい者支援課

児童福祉法における障がいのある未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活の適応訓練などを行う「児童発達支援」を提供します。支援に必要な障害児通所給付費の決定を保護者に対し行っています。

障がいのある児童が障害児通所支援を利用する前に、障害児支援利用計画を作成して、課題の解決が図れるよう、一人一人の特性に合わせた適切な支援を行っていきます。また、障害児相談支援給付費の決定を保護者に対し行っています。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児通所給付費	決定業務 		
障害児相談支援給付費	決定業務 		

(5) 巡回指導等による幼稚園・保育所の支援の充実 〈継続〉 保育課 指導室

教育相談所の臨床心理士による幼稚園・保育所への巡回相談や、教育相談所における相談業務を実施し、園児一人一人の理解を深めるとともに、指導及び支援の充実を図っていきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
臨床心理士の定期訪問	各園年2～3回実施 		
教育相談所における園児及びその保護者への相談業務の実施	実施 		

(6) 私立幼稚園への支援 〈継続〉 保育課

私立幼稚園協会からの依頼に応え、毎年、幼稚園協会主催の研修会に、指導主事等を派遣し、市の施策や特別支援教育の現状、取組等について私立幼稚園の教員に対し説明等を行い、特別支援教育の理解促進を図っていきます。

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の取組の一つとして、今後も充実した幼稚園の研修会となるよう、私立幼稚園協会の意向も踏まえながら、話題やテーマを設定していきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
私立幼稚園協会への支援	実施 		

(7) 幼稚園・保育所等の指導員の指導力向上 〈継続〉 保育課 指導室

園児への適切な指導や支援ができるように、幼稚園教諭や保育所の保育士の資質向上を図っていきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別支援教育コーディネーター連絡会の充実	年2回実施 		
教員及び保育士対象の研修会の充実	あきる野学園との共催で年2回以上実施 		

(8) 「あきる野子育てステーションこころの」における支援の充実 〈継続〉

子ども家庭支援センター 健康課

子育て支援拠点施設「あきる野子育てステーションこころの」では、様々なニーズに対応するため、保育園、幼稚園、医療機関など関係機関と連携し、妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行っていきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健師などが、母子健康手帳の交付時等に妊婦面接を実施	妊婦面接の実施 		
子育て支援総合窓口	実施 		
子どもと家庭の総合相談	実施 		
子育てひろばの実施	実施 		
乳幼児一時預かりの実施	実施 		

(9) 医療的ケアを必要とする未就学児への支援の充実 〈新規〉

障がい者支援課 保育課

近年、日常生活において医療的ケアを必要とする未就学児が、都立肢体不自由特別支援学校以外の公立学校にも進学するようになり、本市においても医療的ケアを実施できるようにするための体制整備が求められるようになりました。

医療的ケアを必要とする未就学児に対して、医療・保健・福祉・保育・教育等の関連機関が連携した協議の場を整備し、そこで共有した情報を基に幼稚園・保育所の現場において、障害児通所支援事業所、訪問看護事業所等と連携することで、医療的ケアを必要とする未就学児への総合的・包括的な支援の充実を図っていきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケアを必要とする未就学児への支援の充実	実施 		

4 小・中学校期の推進計画

(1) 小・中学校における特別支援教育推進体制の充実 〈継続〉 指導室

特別な支援が必要な児童・生徒に対する指導は、担任だけでなく、全校体制で組織的に実施していく必要があります。その中心となるのが校内委員会であり、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な取組が不可欠です。校内委員会を組織として位置付けるとともに、特別支援教育コーディネーターの複数指名や校内研修会を計画的に実施して、特別支援教育体制の充実を図ります。各学校に配置されているスクールカウンセラーには、対象学年の児童・生徒全員と面談を実施するなど、児童・生徒の心のケアに努めます。校内委員会にも参加して、専門的な見地から、児童・生徒の適正な学びの場について助言をもらいます。また、スクールソーシャルワーカーを学校や家庭に派遣し、不登校や児童虐待等、特別な課題を抱える児童・生徒又はその保護者が置かれた様々な環境へ働き掛け、関係機関等とのネットワークを活用し支援を行います。

一人一人の児童・生徒にきめ細やかな指導を実施するために、指導方針について、保護者と共通理解を図りながら進めていくことが必要です。特別支援学級や通常の学級に在籍している、特別な配慮を要する児童・生徒に対して、学校生活支援シート及び個別指導計画を作成し、計画的な指導を行っていきます。また、児童の様子や小学校で配慮してきたことなどを進学先の中学校に引き継ぐために、保護者と学校が相談しながら進学支援シートを作成し、活用します。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
校内委員会の校務分掌上への位置付け	実施 		
特別支援教育コーディネーターの複数指名	実施 		
校内研修会の実施	実施 		
学校生活支援シート及び個別指導計画の作成・活用	実施及び活用 		
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用	活用 		
進学支援シートの作成・活用	実施及び活用 		

(2) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の実施 〈継続〉 指導室

特別な支援が必要な児童・生徒だけでなく、全ての児童・生徒が落ち着いて授業に取り組めるように、各学級におけるユニバーサルデザインの視点（焦点化・視覚化・共有化）を取り入れた授業を行っていきます。あきる野市教育委員会が作成したリーフレット「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりとは」を全教員に配布し、日々の授業の中で実践しています。他に、授業中の児童・生徒の意識が黒板に集中するように、教室前面への掲示物を控えています。また、学校生活における約束事等を視覚化することで、全ての児童・生徒がルールを理解することができるようにしています。教師による指導が導入、展開、まとめという一連の流れとなるよう、あきる野市授業スタンダードの推進を図っていきます。今後は、ICT機器の設置も含めた教室環境等の整備も進めていきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の実施	実施		
ユニバーサルデザインに基づく教室環境	実施及び充実		
あきる野市授業スタンダードを踏まえた授業	若手教員育成研修で活用		

(3) 個に応じた指導及び支援の実施 〈継続〉 指導室

障がいのある子どもだけでなく、全ての子どもがかけがえない存在であると受け止め、個に応じた指導及び支援を確実にいきます。子どもたち同士が学校生活の中でより良い人間関係を構築し、豊かな学校生活を送れるよう、人権教育の視点とともに自他を大切にする心や規範意識など道徳的価値に関する自覚を深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てていきます。授業においてICT機器を活用し、教科指導の効果を高める工夫を行っていきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個に応じた指導及び支援の充実	実施		
人権教育、道徳教育の充実	実施		
ICT機器を活用した指導	実施		

(4) 巡回相談等による学校の支援の充実 〈継続〉 指導室

東京都の臨床心理士やあきる野市教育相談所の臨床心理士による学校への巡回相談の他に、西多摩療育支援センターの医師による指導訪問を実施しています。教師が児童・生徒一人一人の理解を深めて指導の充実を図っていきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
臨床心理士の定期訪問	各校年2～3回実施		
専門医の派遣	全校への年1回の派遣		

(5) 教員補助員、特別支援学級介助員の配置 〈継続〉 指導室

児童・生徒一人一人の指導を充実させるため、通常の学級に教員補助員、特別支援学級に特別支援学級介助員を引き続き配置していきます。また、教員との連携強化を促進するために特別支援学級、特別支援教室、通級指導学級に指導主事による学校訪問を実施し、活用の方法を助言していきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教員補助員・特別支援学級介助員の適正な配置	実施		
指導主事等による助言	実施		

(6) 教員等研修の充実 〈継続〉 指導室

児童・生徒への適切な指導や支援ができるように、教員等の資質向上を図っていきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別支援教育コーディネーター連絡会の充実	年2回実施		
教員対象の研修会の充実	あきる野学園との共催で年2回以上実施		
指導主事の学校訪問による指導力向上	各校年1回実施		
中堅教諭等資質向上研修 I・II	実施		

(7) 就学・転学相談及び入室・入級相談の実施 〈継続〉 指導室

児童・生徒の個に応じた指導や支援が行えるように、特別支援学級や特別支援学校への就学・転学の相談や、特別支援教室や通級指導学級への入室・入級の相談を行っていきます。保護者、本人、学校、あきる野市教育委員会で就学等に関して合意形成が図られるように、今後とも丁寧に話し合っていきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就学・転学相談	年9回実施		
入室・入級相談	年10回実施		

(8) 相談支援ファイル（ステップ）の作成及び情報の共有化 〈継続〉

指導室 障がい者支援課 健康課 保育課

医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関において必要な情報を共有し、連携して相談・支援を行う際の参考となるよう、相談支援ファイルの作成を行っていきます。また、これまでの支援の内容や、教育的ニーズと必要な支援の内容等について、保護者、幼稚園、保育所、福祉、保健等の関係機関と連携して情報を共有していきます。

これまでに保護者が作成した相談支援ファイルについて、現状を把握するとともに、より効果的な在り方、活用方法について研究していきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援ファイルの現状把握（保護者へのアンケート、聞き取り等）	実施・分析		改訂、改善、調整、統合を図る
効果的な活用方法の検討	検討・分析		効果的な活用方法の提案

(9) 特別支援学校との副籍交流、特別支援学級との交流及び共同学習、学校間交流の実施 〈継続〉 指導室

特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の公立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）を持ち、直接交流や間接交流を通じて居住する地域とのつながりの維持・継続を図ります。また、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が、学校行事や学習活動等で交流及び共同学習を通して、手紙や作品の交換等を通してコミュニケーションを深めていきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
副籍交流の実施	実施・改善 		
交流及び共同学習の充実	実施・改善 		
学校間交流の実施	実施・改善 		

(10) 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設 〈新規〉 指導室

あきる野市特別支援教育推進計画（第二次計画）において、小・中学校に特別支援教室を設置することによって、市内公立小・中学校における支援体制を整備し、発達障害のある児童・生徒に対する指導方法の充実を図ってきました。その中で、通常の学級や特別支援教室での指導だけでは、学習上又は生活上の困難の十分な改善・克服が難しいと思われる児童・生徒がいることが分かり、自閉症・情緒障害特別支援学級において適切な指導及び支援を行うことが有効であると考えています。今後、知的障がいのない自閉症等の児童・生徒を対象とした自閉症・情緒障害特別支援学級の新設を検討していきます。また、既存の自閉症・情緒障害特別支援学級においては、教育課程の編成や指導方法、成果や課題等を市内公立小・中学校へ還元し、指導の充実を図っていきます。

学級名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校 自閉症・情緒障害特別支援学級	開設準備委員会の設置	開設準備	小学校における開設
中学校 自閉症・情緒障害特別支援学級	円滑な運営 		

(11) 医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援の充実 〈新規〉

障がい者支援課 指導室

近年、日常生活において医療的ケアを必要とする児童・生徒が、都立肢体不自由特別支援学校以外の公立学校にも就学するようになり、本市においても医療的ケアを実施できるようにするための体制整備が求められるようになりました。

医療的ケアを必要とする児童・生徒に対して、医療・保健・福祉・保育・教育等の関連機関が連携した協議の場を整備し、そこで共有した情報を基に公立学校の現場において、障害児通所支援事業所、訪問看護事業所等と連携することで、医療的ケアを必要とする児童・生徒への総合的・包括的な支援の充実を図ります。また、必要に応じ非常勤看護師を配置するなどして、公立小・中学校においても医療的ケア児に対する必要な体制を整備していきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援の充実	実施 		

(12) 不登校状況にある児童・生徒への支援 〈継続〉 指導室

不登校は、要因や背景が多様・複雑であることから、教育の視点だけで捉えて対応することが難しい場合があります。そのため、学校・家庭・関連機関等が連携を図り、不登校児童・生徒に対する支援を行っていきます。せせらぎ教室においては、さまざまな理由で学校生活に不安を感じて登校することができなくなっている児童・生徒に対して、主体的に社会的自立や学校復帰に向かえるよう、指導や助言を行っていきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不登校状況にある児童・生徒への支援	実施		

(13) 関係諸機関との連携の充実 〈継続〉 指導室

教育相談所、せせらぎ教室、子ども家庭支援センター及び指導室で児童・生徒に関する情報交換を行い、今後の対応を協議する場を設定していきます。また、幼稚園・保育所・学校との連携を深めるために、幼稚園や保育所、小学校の管理職による「小・幼・保連絡協議会」を年1回開催し、情報交換等を行っていきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教育相談所の相談機能の充実	幼児期からの保護者相談の受付		
小・幼・保連絡協議会の実施	年1回の実施		

(14) 学習支援事業の充実 〈継続〉 子ども政策課 指導室

子どもたちは、様々な理由で学習に集中できなかつたり困り感を感じたりしています。そういった困り感を感じている児童・生徒に対し、学習支援事業を実施して、基礎学力の向上や家庭学習の習慣付けを図っていきます。また、地域未来塾の導入について研究をしていきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学習支援事業	実施		
地域未来塾の活用研究	研究		

(15) 保護者・市民への啓発活動 〈継続〉 指導室

毎年4月に、特別支援教育リーフレットを保護者に配布していきます。毎年5月に、各校や東京都立あきる野学園の協力の下、市内の保護者を対象に、あきる野市就学相談説明会を実施していきます。また、教育広報「あきる野の教育」に特別支援教育の特集を定期的に掲載していきます。他に、障害者週間等の機会を活用して、障害や障がい者に対する正しい理解の促進に向けた取組を市長部局と連携して実施するなど、今後も積極的に啓発活動を行っていきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就学相談説明会	5月に実施		
特別支援教育リーフレットの配布	配布		
教育委員会広報への掲載	年1回の掲載の実施		

(16) 学童クラブにおける育成の充実 〈継続〉 子ども政策課

特別な配慮が必要な児童については、学童クラブ入会時に関係機関等との連携や保護者との面談、臨床心理士による巡回相談等を行い、学童クラブに従事する職員が児童一人一人の特性を理解した上で、健全育成を図っていきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
臨床心理士による巡回相談	実施		

(17) 放課後子ども教室事業の実施 〈継続〉 生涯学習推進課

学校の施設等を利用して、放課後に児童が安心して遊べる場所を提供するため、放課後子ども教室事業を地域の方などの協力をいただきながら実施していきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後子ども教室事業の実施	実施 		

(18) 小・中学校期の配慮を要する児童・生徒への放課後等の支援 〈継続〉

障がい者支援課

児童福祉法における障がいのある児童・生徒に対し、放課後又は休日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を図るための放課後等デイサービスを提供します。放課後等デイサービス利用のための障害児通所給付費の決定を保護者に対し行っています。

また、障がいのある児童・生徒が障害児通所支援を利用する際に障害児支援利用計画を作成し、障がいのある児童・生徒が抱える課題の解決を図るとともに、一人一人の特性に合わせた適切な支援が受けられるよう、きめ細やかな支援を図ります。さらに、障害児相談支援給付費の決定を保護者に対し行っています。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児通所給付費	決定業務 		
障害児相談支援給付費	決定業務 		

5 小・中学校期終了後の推進計画

(1) 配慮を要する児童・生徒の卒業後の支援 〈継続〉

指導室

障がい者支援課

子ども家庭支援センター

教育相談所の機能を高校卒業まで継続して活用ができるようにしていきます。また、特別な支援が必要な児童・生徒の進路指導や情報提供について、学校と連携を図りながら積極的に進めていきます。また、子ども家庭支援センターにおいては、18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に対応していきます。

さらに、障がい者の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に支援するため、「あきる野市障がい者就労・生活支援センターあすく」との連携や他自治体の障害者就労・生活支援センターを紹介するなど、関係諸機関と連携した取組を行っていきます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教育相談の継続実施	高校卒業までの教育相談の受付、実施 		
個別の就労相談	受付、実施 		
関係機関の紹介・連携	実施 		

(2) 小・中学校期終了後の配慮を要する生徒等への放課後等の支援 〈継続〉

障がい者支援課

小・中学校期終了後、児童福祉法における障がいのある生徒等に対し、放課後又は休日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を図るための「放課後等デイサービス」を提供します。放課後等デイサービス利用のための障害児通所給付費の決定を保護者に対し行っていきます。

また、障がいのある生徒等が障害児通所支援を利用する際に障害児支援利用計画を作成し、障がいのある生徒が抱える課題の解決を図るとともに、一人一人の特性に合わせた適切な支援が受けられるよう、きめ細やかな支援図ります。さらに、障害児相談支援給付費の決定を保護者に対し行っていきます。

※「放課後等デイサービス」を受けられる生徒等は、18歳に達した後においても、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認められる時には、20歳に達するまで利用することができます。

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児通所給付費	決定業務 		
障害児相談支援給付費	決定業務 		

〈資料〉 用語の説明

【あ行】

医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、痰の吸入等の医療行為。

インクルーシブ教育

障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組み。

【か行】

学習障害

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す、様々な障害を指すもの。

学童クラブ

保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に児童館等を利用して提供される遊び及び生活の場。

学校生活支援シート（個別の教育支援計画）

願い、障害による困難な状況、支援の内容、生育歴、相談歴など、児童・生徒に関する事項について、当該児童・生徒及びその保護者も含めた関係者で情報共有するための計画。

管理栄養士

高度で複雑な栄養管理、栄養指導にあたる栄養士。

教育相談所

高校生以下の児童・生徒、保護者を対象に、専任の相談員や心理の専門家が相談に応じる施設。

共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

共同学習

小集団を活用した教育方法で、児童・生徒等と一緒に取り組むことによって自分の学習と互いの学習を最大限に高めようとするもの。

言語障害

発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状態であること。また、そのため当該児童・生徒が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であること。

高機能自閉症

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

個別指導計画

個々の児童・生徒の実態に応じて指導を行うために学校で作成され、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にした指導計画。

【さ行】

自閉症

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害。

就学

学校に入って教育を受けること。

巡回相談

巡回相談員が学校等を巡回し、当該学校の教員等に、発達障害を含む障がいのある児童・生徒等に対する指導内容、指導方法に関する助言等を行うもの。

障害児通所給付費

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスを使用した際の費用への給付。

障害児相談支援給付費

障害児支援利用計画の作成・見直しなど、障がい児相談支援に要した費用への給付。

情緒障害

情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意思でコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態。

【た行】

地域未来塾

教員OB等の地域住民や大学生の協力により、学習習慣の確立や基礎学力の定着のため、放課後などに児童・生徒の学習を支援する取組。

知的障害

記憶、推理、判断などの知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態。

注意欠陥多動性障害

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多様性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

知能検査

知能を測定するための心理検査。

通級指導学級

通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を行う特別の学級。あきる野市では、小学校のみ、言語障がいのある児童を対象にした通級指導学級を開設している。

転学

他の学校に移ること。

特別支援学級

小学校、中学校等において、障がいのある児童・生徒（知的障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症・情緒障がい者）に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援教育コーディネーター

児童・生徒等への適切な支援のために、保護者や関係機関と連絡・調整し、協同的に対応できるようにするための役割を担う教員。

特別支援教室

通常の学級に在籍し、特別な指導を必要とする児童・生徒が、在籍学級における障害における学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、一部の時間、在籍校の別教室で指導を受けら得る制度。対象となる障害の種類は、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害。

【な行】

乳幼児発達健康診査

乳幼児健康診査等の結果、運動発達遅滞、精神発達遅滞等が疑われる乳幼児に対して実施する健康診査。

認定子ども園

教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方のよさを併せ持っている施設。

認証保育所

東京都が独自に定める認証基準（保育室の面積や職員配置などの基準）を満たして設置された認可外保育施設。

【は行】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

【や行】

ユニバーサルデザイン

文化、言語、国籍や年齢、性別、能力などの違いに関わらず、できるだけ多くの人々が利用できることを目指した製品や環境のデザイン。

幼稚園類似施設

幼稚園教育を行うことを目的として設置されているが、幼稚園としての認可を受けていない幼児施設。

【ら行】

療育

障がいをもつ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

臨床心理士

臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、人間の“こころ”の問題にアプローチする心の専門家。

あきる野市特別支援教育推進計画（第三次計画）

令和3年3月発行

発行 あきる野市教育委員会
住所 東京都あきる野市二宮350番地
電話 042（558）1111